

R 7 基盤 濑戸漁港海岸他 橋門陸閘点検業務 特記仕様書

徳島県内の漁港区域及び漁港海岸保全区域における橋門・陸閘の点検委託業務（以下「業務」という。）は次の定めるところにより実施する。ただし、この要領に定めのない軽微な事項については受注者（以下「乙」という。）は発注者（以下「甲」という。）の指示に従うものとする。

第1条 目的

本要領は、橋門・陸閘の施設を常に良好な状態に保持・機能させることを目的として、保守点検（年点検）を実施するものである。

第2条 点検箇所

管内漁港に存在する橋門・陸閘計 152 箇所

（別紙位置図のとおりとする。なお、詳細な箇所については、乙に別途配布する。）

第3条 点検時期及び点検内容

現場点検は、令和8年6月30日までに終えることとし、現地点検が終了して10日以内に動作等に問題がある施設について報告すること。

別添「徳島県漁港橋門陸閘点検要領」に従い業務を行うこと。

第4条 関連法規及び基準等

「機械設備点検・整備共通仕様書（案） 令和7年3月」第4章水門設備及び「海岸保全施設維持管理マニュアル 令和2年6月（令和5年3月一部変更）」に基づく年点検を行うこと。

第5条 現場責任者

1 受注者は、現場責任者を定め、契約締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（現場責任者届）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委

任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

- 4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。
- 5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。
また、専任を要しない請負工事の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

第6条 休日・夜間等作業

- 1 受注者は、官公庁の休日、又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出すること。
- 2 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、「事故発生時連絡者届出書」を作業を行う前日までに監督員に提出すること。

第7条 事故報告書

- 1 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル（受注者用）」に基づき直ちに監督員に通報するとともに、事故報告様式を監督員に提出しなければならない。

第8条 成果品

当該業務は、電子納品にて提出するものとする。報告書の印刷・製本は1部とし、電子納品は2部とする。

電子納品は、樋門陸閘ごとにPDFファイルで作成するとともに、オリジナルファイルとして、ワープロソフト、表計算ソフト等で作成したものについてもウイルスチェック済みで提出すること。

第9条 その他

本業務における現場点検にて樋門陸閘の正常な機能動作に支障があることが発覚した場合には、発注者、受注者協議のうえ、必要な整備を実施すること。

上記及びその他疑義が生じた場合には、協議を行った上で決定するものとする。

徳島県漁港樋門・陸閘点検要領

徳島県内の漁港区域及び漁港海岸保全区域における樋門・陸閘の点検委託業務（以下「業務」という。）は次の定めるところにより実施する。ただし、この要領に定めのない軽微な事項については受注者（以下「乙」という。）は発注者（以下「甲」という。）の指示に従うものとする。

1 業務内容

1) 事前準備

- ・業務計画書を「機械設備点検・整備共通仕様書（案） 令和7年3月」1-1-5 点検・整備業務計画書の記載の元に作成すること。
- ・点検作業は、業務について十分な知識と経験を有する者でなければならない。なお、現場責任者は、必ず同場すること。
- ・原則として乙は、操作人の立会の上点検作業を行うものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。
- ・樋門・陸閘台帳における型式、有効寸法、連数、操作方法及び平時の開閉状況を確認すること。

2) 点検業務

- ・点検実施前には、項目について監督員と協議すること。
- ・点検内容は、設備全般（設備全般及び付属設備の目視点検）、扉体、戸当たり、開閉装置、機側操作盤の点検（樋門に限る）、管理運転及び準備、片付けとする。
- ・外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具（テストハンマー、メガーテスター、マイクロメーター、シックネスゲージ、膜厚計等）で点検し簡易な給油脂を行った後、管理運転（ゲート開閉を行う総合操作の機能を確認及び調整）を行うこと。
- ・「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案） 平成28年3月」添付資料2にある点検・整備チェックシートを使用し、点検記録表を作成することとする。

3) 評価業務

- 上記点検の結果を総合的に判断し、以下の4段階で健全度を評価すること。

健全度の評価	状態	海岸保全施設維持管理マニュアルでの健全度評価
措置段階 (×)	点検の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に措置（整備・取替・更新）が必要な状態	×
予防保全段階 (▲)	点検、精密診断、総合診断等の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じる可能性があり、予防保全の観点から早急に措置（整備・更新・取替）を行うべき状態もしくは、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じていないが、2～3年以内に措置（整備・更新・取替）を行うことが望ましい状態	△1、2
要監視段階 (△)	点検の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じていないが状態の経過観察が必要な状態	△3
健全 (○)	点検の結果、設備・機器・部品の機能に支障が生じていない状態	○

4) 補修に関する資料作成業務

- 点検の結果、異常箇所がある場合には原因及び対策を点検記録表に詳しく記入し、修繕に要する費用を算定し、「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案） 平成28年3月」別表1－8整備内容明細表を参考にまとめるとともに、図面、数量計算等補修工事発注に必要な資料を作成する。

2 点検のとりまとめ

- 報告書は、「機械設備点検・整備共通仕様書（案） 令和6年3月」1-1-21点検・整備業務報告書及び「海岸保全施設維持管理マニュアル 令和2年6月（令和5年3月一部変更）」を基に作成すること。

1) 樋門陸閘一覧表

- 番号順に漁港名又は海岸名、箇所、施設名称、形状寸法、施設形式・材質、現在の操作委託者、連絡先、前回修繕者、施工年月日を記入する。

2) 緊急度判定一覧

- 「4.3) 評価業務」及び「4.4) 補修に関する資料作成業務」において実施した内容をまとめ、漁港ごと及び全体を通じた優先順位をつけた後、その一覧表を作成する。

3) 施設ごとの点検結果、状況写真

- 点検結果を点検記録表にまとめるとともに、点検結果表及び写真を添付する。
- 写真は、全景、遠景、扉体、分解状況、腐食状況ほか、異常状況が詳しくわかるものを添付する。特

に分解時、内部の構造に不都合が生じている場合は、ピンホール等でその箇所を示した写真撮影を行い、貼付した写真の横にその内容等を詳しく明記する。

4) その他

- ・ネジ等の開閉の際、塗装がはがれた場合等は、箇所に同色のペンキ等で補修しておくこと。
- ・草刈り、牡蠣取り等整備が必要な箇所については、監督員に報告した上で作業を行うこと。
- ・バッテリー液及び潤滑油に不足があれば補充すること。

以上